

住民等提案ができる者
・土地所有者等
・まちづくりNPO
・まちづくり協議会
・公益法人等

住民等が都市計画の決定・変更を提案しようとする場合

提案に関する事前相談（住民等 県、市（町）） 任意
相談窓口：県又は市（町）
相談事項：計画提案の内容、都市計画決定権者
提案要件、必要書類

都市計画の提案
（住民等 市（町））

市（町）決定案件

県決定案件

都市計画の提案（住民等 県）

提案の要件
・0.5ha（ ）以上の一団の区域
・都市計画に関する基準に適合
・土地所有者等の2/3以上の同意

要件の確認（県）

要件に適合

計画提案の受理（県）

提案を採用

提案の審査（県）

提案を不採用

都市計画案の作成（公聴会等の開催）

山口県都市計画審議会の意見聴取（提案の提出）

都市計画案の縦覧

不採用が不適當

山口県都市計画審議会へ付議（案 + 提案）

不採用が適當

都市計画決定・変更

都市計画決定・変更をしない

提案者へ通知（理由付き）